

京都市市税条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年12月19日

京都市長 榎本頼兼

京都市規則第97号

京都市市税条例施行細則の一部を改正する規則

京都市市税条例施行細則の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

(電子情報処理組織による申請等)

第4条 法又は条例による申請等(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第2条第6号に規定する申請等をいう。)は、市長が定めるところにより、同法第3条第1項の規定に基づき、同項に規定する電子情報処理組織を利用して行うことができる。

第10条の表(31の10)を削り、同表(31の11)中「様式第31号の11」を「様式第31号の10」に改め、同表(31の11)を同表(31の10)とする。

様式第3号1備考以外の部分中

夫あり	未成年	本障	人害	老年者
		特別	その他	

を

未成年	本障	人害
	特別	その他

に

改め、同様式2備考以外の部分中

分離課税の土地等の課税 事業所得等の金額	
超短期	一般
千円	千円

を

分離課税の土地等の課税 事業所得等の金額
千円

に、

夫 あり	未 成年	本人 障害		老 年者
		特 別	そ の他	

を

未 成年	本人 障害	
	特 別	そ の他

に改める。

様式第4号の2 1備考以外の部分中

分離課税の土地等の課税 事業所得等の金額	
超短期	一般
千円	千円

を

分離課税の土地等の課税 事業所得等の金額	
千円	

に、

夫 あり	未 成年	本人 障害		老 年者
		特 別	そ の他	

を

未 成年	本人 障害	
	特 別	そ の他

に改める。

様式第25号別表（表面）中 「障・老・寡・勤」を「障・寡・勤」に、

本人該当区分							
夫 有	未 成年 者	特 障	他 障	老 年 者	寡 婦	特 寡 夫	勤 労 学 生

を

本人該当区分						
未 成年 者	特 障	他 障	寡 婦	特 寡 夫	寡 夫	勤 労 学 生

に改め、同様式別表（裏

面）備考以外の部分中

2 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除がある場合は、上記の計算方法の「所得割額⑥」より控除されます。  
なお、表面の税額欄「所得割額⑥」には、控除後の税額が記載されています。

を

3 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除がある場合は、「所得割額⑥」（上記2に該当する場合には、特例適用後の所得割額）から控除されます（表面の「所得割額⑥」には、控除後の税額を記載しています。）。

に、

「15%」を「7.5%」に、「4万円」を「2万円」に、

障害者控除 (特別障害者の場合)	26万円 30万円
老年者控除	48万円

を「

障害者控除 (特別障害者の場合)	26万円 30万円
---------------------	--------------

」に改める。

様式第25号の2別表(表面)中「

障・老・寡・勤
---------

」を「

障・寡・勤
-------

」に、

本人該当区分								
夫	未 成 年 者	特 障	他 障	老 年 者	寡 婦	特 寡	寡 夫	勤 労 学 生

を

本人該当区分						
未 成 年 者	特 障	他 障	寡 婦	特 寡	寡 夫	勤 労 学 生

に改め、同様式別表(裏

面)備考以外の部分中

2 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除がある場合は、上記の計算方法の「所得割額⑥」より控除されます。  
なお、表面の税額欄「所得割額⑥」には、控除後の税額が記載されています。

を

2 合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上である場合は、「所得割額⑥」を「所得割額⑦」の1/3と、「均等割額⑦」を市民税1,000円、府民税300円とする特例があります(表面の「所得割額⑥」及び「均等割額⑦」には、特例適用後の税額を記載しています。)  
3 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除がある場合は、「所得割額⑥(上記2に該当する場合には、特例適用後の所得割額)」から控除されます(表面の「所得割額⑥」には、控除後の税額を記載しています。)

に、

「15%」を「7.5%」に、「4万円」を「2万円」に、

障害者控除 (特別障害者の場合)	26万円 30万円
老年者控除	48万円

を「

障害者控除 (特別障害者の場合)	26万円 30万円
---------------------	--------------

」に改める。

様式第27号別表(表面)中「

障・老・寡・勤
---------

」を「

障・寡・勤
-------

」に、

本人該当区分								
夫	未 成 年 者	特 障	他 障	老 年 者	寡 婦	特 寡	寡 夫	勤 労 学 生

を

本人該当区分						
未 成 年 者	特 障	他 障	寡 婦	特 寡	寡 夫	勤 労 学 生

に改め、同様式別表(裏

面)備考以外の部分中

2 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除がある場合は、上記の計算方法の「所得割額⑥」より控除されます。  
なお、表面の税額欄「所得割額⑥」には、控除後の税額が記載されています。

を

2 合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上である場合は、「所得割額⑥」を「所得割額⑦」の1/3と、「均等割額⑦」を市民税1,000円、府民税300円とする特例があります(表面の「所得割額⑥」及び「均等割額⑦」には、特例適用後の税額を記載しています。)  
3 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除がある場合は、「所得割額⑥(上記2に該当する場合には、特例適用後の所得割額)」から控除されます(表面の「所得割額⑥」には、控除後の税額を記載しています。)

に、

「15%」を「7.5%」に、「4万円」を「2万円」に、

障害者控除 (特別障害者の場合)	26万円 30万円
老年者控除	48万円

を「

障害者控除	26万円
(特別障害者の場合)	30万円

」に改める。

様式第31号の10を削り、様式第31号の11を様式第31号の10とする。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第10条の表(31の10)を削る改正規定、同表(31の11)の改正規定、同表(31の11)を同表(31の10)とする改正規定、様式第31号の10を削る改正規定及び様式第31号の11を様式第31号の10とする改正規定 平成18年1月1日

(2) 第4条の改正規定 平成18年1月16日

##### (適用区分)

2 この規則による改正後の京都市市税条例施行細則様式第3号1及び2、様式第4号の2 1、様式第25号、様式第25号の2並びに様式第27号は、平成18年度分の個人の市民税から適用し、平成17年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

##### (経過措置)

3 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

(理財局税務部主税課)